

様式第2号(第3条関係)

令和7年1月17日

国東市長 松井 督治 様

国東市会計管理者 宮本 恵理子

現金等取扱管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条第1項に基づき、現金等取扱管理について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日 : 令和6年11月25日～令和6年12月6日

調査対象課・施設 : 別紙のとおり

2. 不備としての指摘事項および是正状況

別紙のとおり

3. 現金等取扱管理統括責任者の講評

公金の現金等取扱管理について、おおむね適正に管理されている。

現金等 取扱管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所属課	指摘事項	是正状況
1	上下水道課	現金の収納管理 つり銭(100,000円)は、封筒に入れ割印をして保管しているため、毎日の中身の確認はしていない。月始めに封筒の割印を確認し、つり銭資金保管簿に課長の確認印をもらっているが、収納がほとんどないので、つり銭資金を減額することと、封筒の割印の確認はしているが、中身を確認していないとのことであるため、年一回は開封し中身を確認するよう指導した。	収納がほとんどないので、つり銭資金を減額することを検討する。また、封筒の割印の確認はしているが、中身を確認していないため、年一回は開封し中身を確認することとした。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

実地検査日程表

(令和6年度収納印及びつり銭資金交付管理表)

機 関	課 名	収納印番号		つり銭資金交付	調 査 日	調査員
		据置型	携帯型			
本 庁	税 務 課		50・60	20,000	12/6 午前	宮本 藤目
	広報室 (ケーブルテレビ)		82・83		〃	
	市 民 健 康 課	37	56	30,000	〃	
	・郵便小為替の換金用			50,000	〃	
	人権啓発・部落差別 解消推進課	42	58		〃	
	子 育 て 支 援 課		59		〃	
	福 祉 課 (子育て支援係)		55		〃	
	環 境 衛 生 課 犬の予防接種等		4月・10月	各 10000	〃	
	自 動 車 学 校	31		50,000	12/6 午後	宮本 岸田
消防本部	予 防 課	18			〃	
教 委	教 育 総 務 課	41			〃	
	社 会 教 育 課	27		20,000	〃	
	くにさき図書館	10		3,000	〃	
国 見	地 域 振 興 課	14・26		50,000	12/4 午前	野田 三成
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃	
	国 見 分 室	32		10,000	〃	
	国 見 図 書 館	11		500	〃	
	ク リ ー ン セ ン タ ー	29		50,000	〃	藤目 財前
武 蔵	地域振興課	22・43		50,000	12/4 午後	
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃	
	保健福祉センター			30,000	〃	
	武 蔵 分 室	12		10,000	〃	
	武 蔵 図 書 館	30		300	〃	
安 岐	地 域 振 興 課	28・44		50,000	12/5 午後	岸田 財前
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃	
幼稚園	安岐中央幼稚園		87		〃	
教 委	安 岐 分 室	33		10,000	〃	野田 三成
	安 岐 図 書 館	21		1,000	〃	
	給食センター		86		12/5 午前	
	文 化 財 課 (歴史体験学習館)	17		30,000	〃	
	(三浦梅園資料館)	20		20,000	〃	
保育所	竹田津保育所		75		11/25 済	
	熊毛保育所		74		〃	
保育所	武溪保育所		72		11/26 済	
	安岐保育所		71		〃	

実地検査日程表

(令和6年度収納印及びつり銭資金交付管理表)

機 関	課 名	収納印番号	つり銭資金	調 査 日	調査員
		据置型(訪問徴収時:携帯)			
水道事業・ 下水道事業 等	上下水道課 水道事業	2	100,000	12/6 午後	宮本 岸田
	〃 下水道事業	2	—	〃	
	〃 工業用水事業	2	—	〃	
	国見支所 水道事業	1	—	12/4 午前	野田 三成
	〃 下水道事業	1	—	〃	
	武蔵支所 水道事業	3	—	12/4 午後	藤目 財前
	〃 下水道事業	3	—	〃	
	安岐支所 水道事業	4	—	12/5 午後	岸田 財前
	〃 下水道事業	4	—	〃	

国東市長 松 井 督 治 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基

現金等取扱管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、現金等取扱管理について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和6年12月23日 ～令和6年12月24日		
公金取扱課数	3	公金件数	3

2. 不備事項および是正状況
別紙のとおり

3. 現金等取扱管理統括責任者の講評
公金の現金等取扱管理について、おおむね適正に管理されている。

現金等取扱管理公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

市民病院

	所管課	公金名称	不備事項	是正状況
1	医事課	外来・入院支払窓口	特になし	
2	総務経営課	職員預り金及び資金 前渡が主	特になし	
3	訪問看護ステーション	対象者宅での集金	特になし	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

令和7年1月17日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市副市長 小川 浩美

令和6年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和6年11月21日 ～ 令和6年11月26日		
準公金取扱課数	10	準公金件数	18

2. 不備事項および是正状況
別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	総務課総務係	国東町区長会	特になし		R6年度第2回区長会議（国東町）にて精算通帳解約により受託返上
2	福祉課福祉・障がい者支援係	社会福祉協議会（社協会費）	特になし		R7年度より、社会福祉協議会へ直接納付とする。
3	福祉課福祉・障がい者支援係	社会福祉協議会（歳末助け合い募金・赤い羽根共同募金・香典返）	特になし		R6年度は移行期間（周知期間）香典返しについては従来通りの取扱いとする。
4	農政課園芸畜産係	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議（薬剤散布補助金）	特になし		
5	農政課園芸畜産係	国東市畜産クラスター協議会	特になし		補助対象が協議会であるため、歳入歳出外現金編入できない。（全国肉用牛振興基金協会に確認）R5年度は事業の実績なし。
6	農政課農業振興係	国東市集落営農法人連絡協議会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
7	農政課農業振興係	国東市認定農業者の会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
8	農政課農業振興係	国東町農作業受委託部会	特になし		R6年度部会の解散により通帳解約（廃止）
9	農業再生協議会	国東市農業再生協議会	特になし		
10	林業水産課林業水産係・総合支所	国東市鳥獣被害対策協議会	特になし		
11	林業水産課林業水産係	特定水産物銘柄化推進協議会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
12	観光・地域産業創造課産業創出係	市雇用促進協議会	協議会の実態がないため、決算監査、協議会への決算報告ができていない。		R6.12月までに施設（TSURUGAWAコーナ）の原状回復を行い、その後協議会の解散を検討
13	観光・地域産業創造課商工観光企画係	国東市土地開発公社	特になし		油留木ゴルフ場の件が解決次第、公社の解散を検討

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
14	観光・地域産業創造課商工観光企画係	国東半島芸術文化祭2025実行委員会	特になし		
15	竹田津保育所	用品代・月刊誌	特になし		
16	熊毛保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		
17	武溪保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		
18	安岐保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		

令和6年12月27日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市教育委員会
教育長 岩光 一郎

令和6年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和6年12月 6日～12月16日		
準公金取扱課数	3	準公金件数	15

2. 不備事項および是正状況
別紙のとおり

(別紙) 準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表 (教育委員会)

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	社会教育課社会教育係	国東町文化協会	特になし		
2	社会教育課社会教育係	くにさき少年少女発明クラブ	特になし		歳入歳出外現金編入できない(上部団体に確認)
3	社会教育課スポーツ振興係	国東市スポーツ協会	特になし		県体出場報償費を令和5年度から一部一般会計化実施。今後も順次一般会計化へ移行する予定
4	社会教育課スポーツ振興係	国東市スポーツ協会 国東支部	特になし		支部会計を市スポーツ協会一本化に向け検討を行う。
5	社会教育課スポーツ振興係	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委員会	特になし		
6	社会教育課人権教育・部落差別解消推進係	別府地区社会人権教育・部落差別解消教育研究協議会	特になし		令和6年度のみ事業(4年に1回国東市が事務局を担う)
7	文化財課文化財係	国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会	特になし		令和6年度末解散予定 今後は準公金廃止予定
8	文化財課文化財係	文化財愛護少年団連絡協議会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
9	教育委員会社会教育課 国見	国見文化協会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
10	教育委員会社会教育課 国見	国東市スポーツ協会国見支部	特になし		支部会計を市スポーツ協会一本化に向け検討を行う。
11	教育委員会社会教育課 武蔵	武蔵町文化協会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議。令和6年度より文化協会事務局長が会計を行っている。
12	教育委員会社会教育課 武蔵	国東市スポーツ協会武蔵支部	特になし		支部会計を市スポーツ協会一本化に向け検討を行う。
13	教育委員会社会教育課 安岐	国東市スポーツ協会安岐支部	特になし		天地便宜ヨロまで事業無し 支部会計を市スポーツ協会一本化に向け検討を行う。
14	教育委員会社会教育課 安岐	国東市ソフトボール連盟安岐支部	特になし		令和6年10月16日準公金管理廃止
15	安岐中央幼稚園	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	特になし	今年度より収入伝票の記載・決済行われている。	

令和6年11月19日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基

令和6年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和6年11月14日		
準公金取扱課数	1	準公金件数	1

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況
1	国東市民病院	病院互助会	特になし	-
2	国東市民病院	患者預り金	現金預かりなし	現金預かりなし
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2024(令和6)年度 現金等出納保管改善実績報告書

1	現金等出納保管の不正・誤りに関するリスクマネジメント	
(1)	目的志向の経営の枠組み	1
(2)	組織、法令、規則、通達、行政実例、前例及び業務手続きに至るまで、リスク評価の対象	1
(3)	不正・誤りを罰する事後対応でなく、不正・誤り防止による事前対応へ	1
2	現金出納保管「業務手続き」に対する内部統制	
(1)	公金「現金取扱管理手続き」に対する内部統制の実績	2
(2)	準公金「管理手続き」に対する内部統制の実績	3
(3)	国東市公益通報取扱規則(2020年4月施行)周知の実績	5
3	財務管理(業務)システム不正操作防止戦略、行動計画及び実績	
(1)	財務管理(業務)システム不正操作防止戦略	5
(2)	行動計画(政策企画課、会計課)及び実績	6
4	準公金管理方法改善戦略、行動計画及び実績	
(1)	準公金管理方法改善戦略	6
(2)	行動計画(行政)及び実績	8
(3)	準公金(学校徴収金)管理方法改善戦略	11
(4)	行動計画(学校徴収金)及び実績	13
参考		
1	2019年度以降 準公金管理方法改善実績	16

1 現金出納保管における不正・誤りリスク管理

(1) 目的志向の経営の枠組み

(目的) あるべき姿をみつめ (対象) 組織の内外のすべての環境から

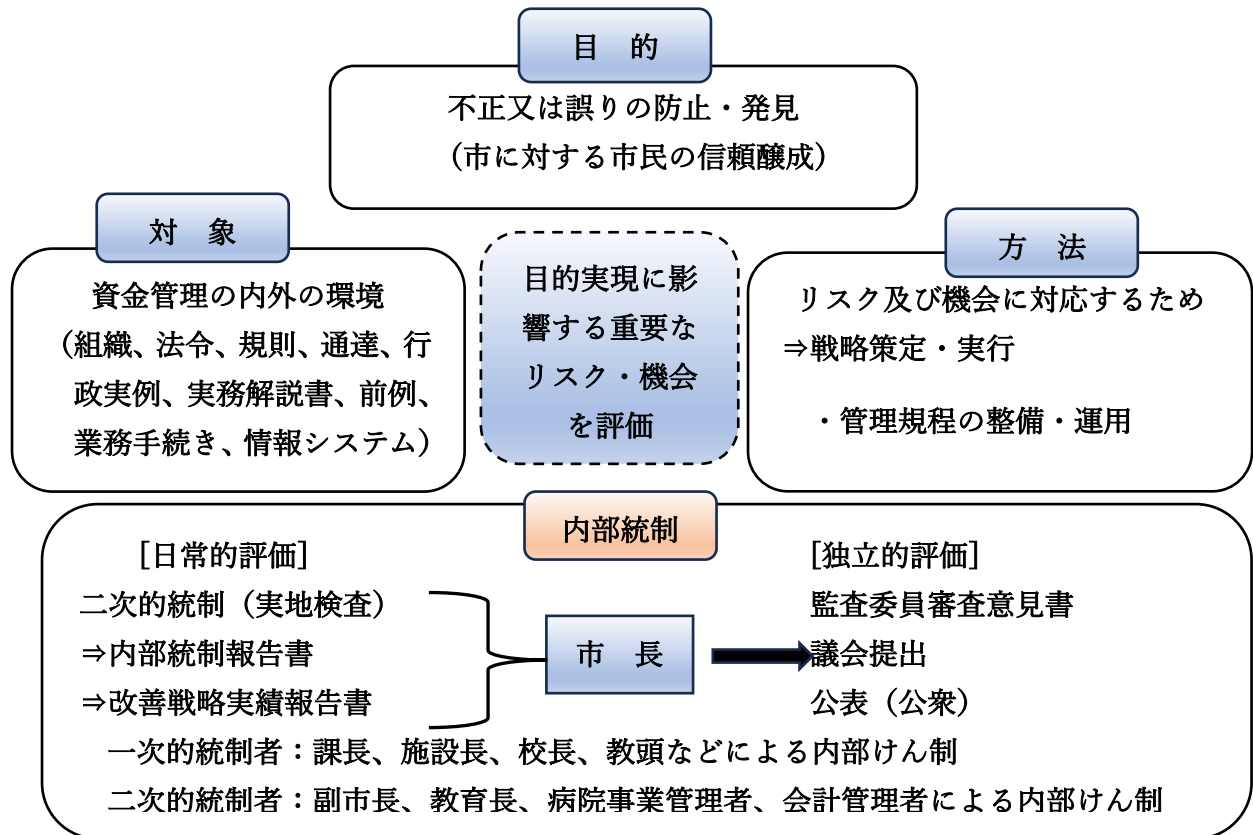
(方法) 目的の実現に影響する重要なリスクと機会を見出し、

リスクと機会に対応するための戦略策定・実行+管理規程の整備

(内部統制)すべての関係者による内部統制

～市長、副市長、教育長、市民病院事業管理者、課長、職員、監査委員、議会、公衆

図表1 現金出納保管の不正・誤りに関するリスクマネジメント



(2) 組織、法令、規則、通達、行政実例、前例及び業務手続きに至るまで、リスク評価の対象
地方分権改革の核心「法令の自主解釈権獲得」がリスクマネジメントの土台

図表2 リスク評価対象のちがひ: 総務省「内部統制ガイドライン」と国際規格・国際標準



(3) 不正・誤りを罰する事後対応でなく、不正・誤り防止による事前対応へ

参考: [総務省]地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 2024年3月

[国際規格]ISO31000:2009 リスクマネジメント、[国際標準]COSO (トレッドウェイ運営委員会支援組織委員会) 内部統制の統合的フレームワーク、COSO (トレッドウェイ運営委員会支援組織委員会) 全社的(ENTER PRIZE)リスクマネジメント～戦略とパフォーマンスの統合

2 現金出納保管「業務手続き」に対する内部統制

(1) 公金「現金等取扱管理手続き」に対する内部統制の実績

① 現金等取扱管理とはなにか

- ア) 職員が現金等を直接収納し、指定金融機関又は収納代理金融機関に払込むまでの業務
- イ) 職員が現金支払いのため、市から資金前渡された現金を管理する業務

② 現金取扱管理において、多くの不祥事が発生

- ア) 地方自治法の現金等取扱い管理のリスク対応「同法施行令第168条の5 指定金融機関等に対する速やかな現金払込」では不十分
- イ) 国東市は2013年度から現金等取扱管理規程を整備し、会計課が実地検査を実施
- ウ) 資金リスクマネジメント条例施行(2020年度)後、市公営企業に実地検査を拡大
会計規則及び公営企業会計規程において、現金等取扱管理規定を整備

図表3 公金の現金等取扱管理における不祥事

年度	公共団体	職 員	事 由
1983	国東町	住民課保健衛生係職員	狂犬病予防接種手数料着服30万円(懲戒免職)
2007	国東市	出張所職員	収納した国民健康保険税着服
2012	国東市	市民病院職員	つり銭保管金亡失11万円
2013	大阪府河内長野市	まちづくり室職員	生活保護資金前渡資金着服(9～11年)3億2,200万円
2018	神奈川県鎌倉市	市民課職員	つり銭保管金亡失 3万円
2019	山梨県大月市	福祉課臨時職員	高齢者バス運賃の着服218万円
2020	沖縄県石垣市	建設部職員	2019年-2020年、市営駐車場精算機から150万円着服。懲戒免職、業務上横領書類送検

出所：報道、地方公共団体ホームページ等

③ 行動計画(会計管理者、市民病院事業管理者)及び実績

- ア)(日常的評価) 会計規則等に則った会計手続き実施を実地検査し、内部統制報告書作成
会計管理者及び病院事業管理者⇒実地検査⇒内部統制報告書作成⇒市長

- イ)(独立的評価) 市長は、監査委員審査意見書を付した内部統制報告書を議会に提出し、公表

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(公金の内部統制対象業務) 第4条 抜粋

公金の現金等取扱管理について、次の各号に示す業務を、国東市会計規則、国東市物品管理規則、国東市下水道事業会計規則、国東市水道事業会計規程、国東市工業用水道事業会計規程及び国東市病院事業会計規程において規定する。

(1) 現金収納管理 ア つり銭資金の交付 イ 現金収納金過不足の処理

(2) 収納現金管理 ア 金融機関への速やかな納入 イ 領収書による収入管理

(3) 保管方法

ア 現金等及び帳票の照合 イ 現金等の安全な保管 ウ 収納印及び領収書の管理

(4) 職員の賠償責任

ウ) 実績

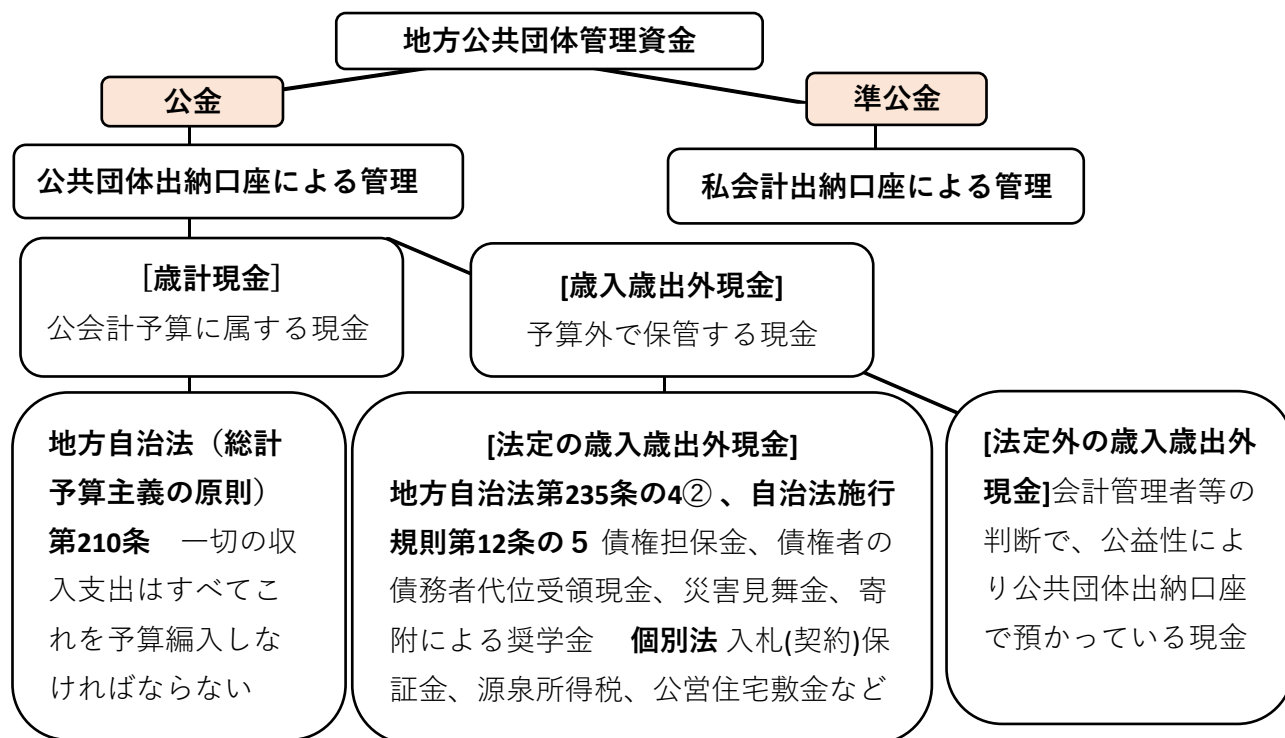
別紙「現金等取扱管理内部統制報告書」

(2) 準公金「管理手続き」に対する内部統制の実績

① 準公金とはなにか

- ア) 公金：公共団体出納口座の管理資金⇒自治法令、市会計規則等、財務システムの統制対象
歳計現金（公会計予算編入現金）、歳入歳出外現金（予算外管理現金）
- イ) 準公金：私会計口座の管理資金⇒自治法令、市会計規則等、財務システムの統制対象外
担当課長、施設長又は小中学校長が、現金又は私会計出納口座で管理する資金

図表4 地方公共団体管理資金の体系図



② 準公金において、多くの不祥事が発生

ア) 準公金には重大な不正リスク

- 1.) 公金でない⇒市の財務管理組織及び財務管理システムの統制対象外
- 2.) 地方自治法令・規則は準公金の存在を想定していない⇒準公金リスク対応の規定がない

イ) 国東市は準公金管理規程（資金リスクマネジメント条例施行規則第3章）を整備

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（準公金）第3章

第1節 総則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第2節 二次的統制の原則

第3節 出納管理の原則

第9条 連番領収書による収入現金管理 第10条 その他の領収書による収入現金管理

第11条 収入及び支出 第12条 契約及び検査 第13条 決算報告

第4節 保管方法の原則

第14条 預貯金口座による保管 第15条 現金等と帳票等の照合

第16条 現金等の安全な保管 第17条 管理届 第18条 証拠書類の保存

第5節 保管現金の亡失又は損壊等に対する法的措置

第6節 特例措置

図表5 準公金における不祥事

	年度	公共団体	職 員	事 由
行政 管理 資金	2006	大分県中津市	教育委員会職員	福澤記念館入場料着服（7年間）2450万円
	2015	神奈川県藤沢市	スポーツ推進課職員	スポーツ少年団登録料等着服（3年間）207万円
	2018	大分県中津市	教育委員会職員	統合スポーツクラブ及び放課後子ども教室運営費着服（2010～15年）
	2018	日田玖珠消防組合	消防局職員	危険物安全協会費35万円着服、懲戒免職
	2019	大分県由布市	地域振興課職員	JRアートホール運営費着服 90万円
	2019	山梨県大月市	福祉課臨時職員	日本赤十字会費着服451万円
	2020	沖縄県石垣市	市民保健部職員	2019-2020年、首里城再建義援金770万円を着服。懲戒免職
	2021	大分県九重町	建設課職員	玖珠郡水道協会2020-2021年116万円使途不明、自己口座入金
	2023	茨城県牛久市	商工観光課長・ 旧農業政策課長	市観光協会とカップパ祭実行委員会2口座から128万円、カップパ協賛金等69.5万円着服。農業団体口座に769万円使途不明金
	2023	日田玖珠消防組	消防署消防士長	管理を任された保険金口座から190万円着服
	2023	茨城県筑西市	社会福祉課主任	2019/4-2023/2「市関城地区ごみ減量会議」口座から337万円着服等
	2024	福岡県玄海町	教育委員会主査	玄海スポーツ協会の口座から150万円着服。懲戒免職
学 校 管 理 資 金	2001	大分県国東町	給食センター職員	給食食材費着服1500万円
	2008	東京都板橋区	高島第3中学校事務員	教材費、修学旅行費着服 2200万円
	2008	埼玉県 川越市	中学校教員	副教材・修学旅行積立金825万円着服
	2013	東京都練馬区	小学校事務員・教員	事務員：給食（保護者負担金）着服1082万円、教員：教材費亡失54万円
	2015	静岡市	中学校臨時事務員	学年費・積立金未納徴収金着服298万円（領収書・督促状破棄）
	2016	神奈川藤沢市	学校給食課職員	学校給食会計7,470万円着服
	2018	栃木高見沢町	小学校教員	教材費、修学旅行費着服 271万円
	2019	五所川原市	小学校事務員	小学校事務員；PTA会費等着服74万円、中学校事務員：学校徴収金535万円
	2020	沖縄県石垣市	小学校事務職員	2018-20年、学校給食費徴収金約246万円着服、懲戒免職、業務上横領
	2021	埼玉県	県立高校事務職員	学年積立金、生徒会費、給食費550万円横領
	2021	愛知県	県立犬山高校前事務長	PTA会計等着服2017-2020年1688万円横領
	2022	大阪府堺市	小学校事務職員	2020-22年、学校徴収金1009万円横領懲戒免職、校長・教頭減給3カ月
	2023	千葉県我孫市	小学校事務職員	2020 - 21年、給食費・教材費661千円着服懲戒免職、校長減給10% 3月
	2023	千葉県君津市	中学校事務職員	2017-2023年、教材費・旅行積立金1,289万余円着服懲戒免職、校長退職

出所：報道、自治体ホームページ

③行動計画（総務課(副市長)、教育総務課（教育長）、市民病院総務経営課（病院事業管理者））

及び実績

ア)(日常的評価) 会計規程に則った会計手続きであることを実地検査し、内部統制報告書を作成

- 1.)二次的統制者（副市長、教育長、市民病院事業管理者）⇒実地検査⇒内部統制報告書作成
- 2.)学校徴収金は教育長申し出により、資金リスクマネジメント条例の適用対象外になっている
 - a)国東市立学校徴収金等取扱規程(平成 18 年 3 月 31 日教育委員会訓令第 9 号)

第2条 「学校徴収金」とは、教育活動を円滑に行うための経費のうち、児童生徒に直接還元する目的で、学校が保護者から徴収し、管理する経費

第7条 校長は、学校徴収金の全般について掌握し、透明で適切な会計が執行されるよう関係教職員に対して必要な指導及び監督を行うものとする。

b)学校の内部けん制に対する「二次的統制」の欠如、監査委員・議会の独立的統制の欠如

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(特例) 第20条

- 1 所属長は、特別な事情により、本規則の手続により難い準公金を管理しているときは、準公金管理二次的統制者の承認により、別に定める方法により行うことができる。
- 2 準公金管理二次的統制者は、市長に対し、前項の内容を文書で報告しなければならない

イ)(独立的評価)市長は、監査委員審査意見書を付した内部統制報告書を議会に提出し、公表
ウ)実績

別紙「準公金管理内部統制報告書」

(3)国東市公益通報取扱規則(2020年4月施行)の周知実績

①行動計画(総務課)及び実績

ア)市職員及びその他関係者に対して、内部相談員又は外部相談員に対して、実名又は匿名で公益通報できることなど公益通報制度の趣旨を周知する。

国東市資金リスクマネジメント条例(情報の伝達及び報告)第8条

3 市長等は、内部通報者の保護を考慮した公益通報制度の整備を行わなければならない。

イ)実績

国東市内部通報制度を職員(含む市民病院)に令和7年1月6日に通知した。

内部通報先(総務課)及び外部通報先(弁護士)があること、公益通報者が不利益な取り扱いをされず、通報者の秘密が保護されること、及び通報手続きを周知した。

3 財務管理(業務)システム不正操作防止戦略、行動計画及び実績

(1)財務管理(業務)システム不正操作防止戦略

①財務(業務)システム操作による不祥事が発生している

図表6 財務(業務管理)システム不正操作による不祥事

年度	公共団体	職 員	事 由
2022	愛知県猶場町	建設課職員	自己居住の公営住宅家賃2年分127万6千円を納付したようにシステム不正操作(懲戒免職)
2022	福島県会津若松市	障がい者支援課職員	2019-2021年児童扶養手当等176,999,760円着服。振込先データを自己口座に変更(告訴)
2022	国土交通省 関東運輸局	給与事務担当者	2021-2022年、自分の給与を1475万円余り水増し振込(懲戒免職)
2022	愛知県尾張旭市	会計課職員	公金振込先を自己口座に変更。2022/4-12月:59百万円横領(懲戒免職、逮捕)
2024	宮崎県門川町	小学校事務職員主事	2021-2023年度、教員の給与から積立金を水増しして、その差額405万円着服、懲戒免職

出所:報道及び公共団体ホームページ

②戦略:不正操作防止のための管理方法を調査・考案し、適用

(2)行動計画(政策企画課、会計課)及び実績

①2023年度の行動実績

ア)政策企画課デジタル化推進係と会計課とによる協議

福島県市会津若松市の福祉給付に係る不正リスク対応を公表資料により調査・検討

イ)国東市において、会津若松市に先駆けて、すでに行っていること

デジタル化推進係によるテスト環境における振込データ作成の統制

⇒担当課の振込データ改ざんによる不正振込の防止

②2024 年度行動計画及び実績

ア)異常な金額、同一口座及び同一名義への振込などの振込データを検出できるようにする方法などを調査する。

イ)実績

振込データを内部けん制する工程を新たに設けるためには、担当課等で職員を増やす必要があり、人的コストが相当かかることになる。その人的コストを最少化するため、職員が異常なデータとして検出されたもののみをチェックできるようにする必要がある。

そのためには、エクセル又は RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等で異常な振込データを検出できるような内製システムを会計課が政策企画課広報・DX 推進係と協力して構築しなければならない。ただし、すべての振込データを対象に異常値を検索するシステムを整備することは困難である。リスクの大きさとシステム整備による効果を勘案して、どの支出データを対象にするかを選択する必要がある。このシステムを整備するためには、支出項目ごとに異常な金額等がどれくらい以上であるかの検出基準を設定しなければならないが、来年度以降の課題として取り組んでいきたい。

4 準公金管理方法改善戦略、行動計画及び実績

(1)準公金管理方法改善戦略

①市が事業主体か否かによる管理方法の見直し～基本原則

ア)市が事業主体の場合

公会計予算編入を検討⇒予算編入が困難な場合⇒歳入歳出外現金編入を検討

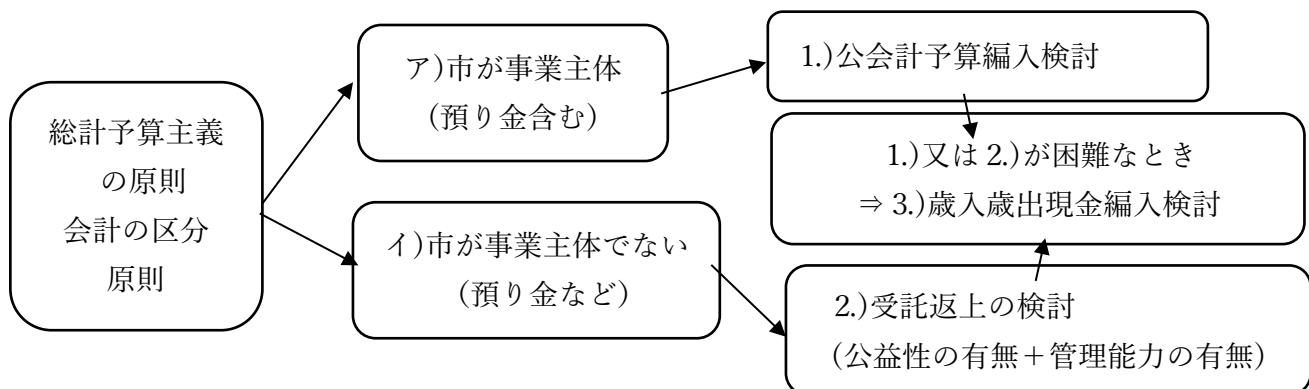
イ)市が事業主体でない場合

受託返上を検討(返上基準：公益性がない又は管理能力がある)

⇒受託返上が困難な場合⇒歳入歳出外現金編入を検討

ウ)ア)又はイ)による歳入歳出外現金編入が困難な場合⇒準公金管理規程による管理

図表 7 市が事業主体か否かによる準公金見直し方法の選択



※受託金であっても市事業として行う場合、総計予算主義の原則によりア)公会計予算編入を検討する

地方自治法（総計予算主義の原則）第 210 条 すべての収入支出は歳入歳出（予算）に編入しなければならない

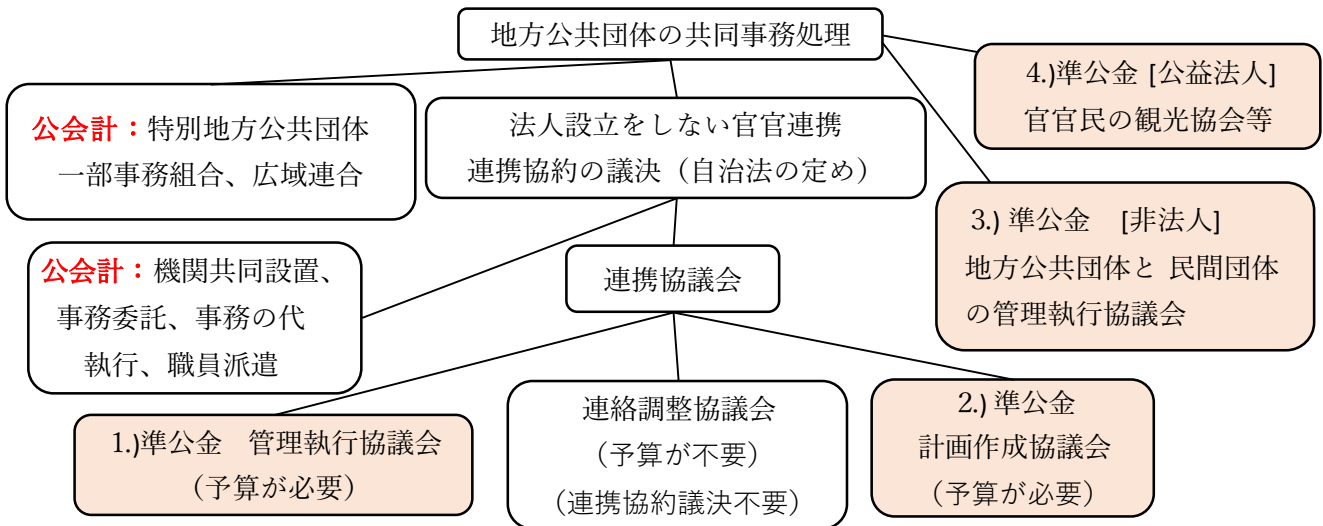
地方自治法（会計の区分原則）第 209 条

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

エ)共同事務処理における準公金 市が幹事・事務局を務める 4 つのパターン（背景：色付け）

共同事務処理に関する準公金は 1.)～ 4.)の 4 パターンがある

図表 8 地方公共団体の共同事務処理の構造



出所：地方自治法第 11 章第 3 節「普通地方公共団体相互間の協力」

②準公金分類に応じた管理方法改善原則

ア)図表 6 の 5 分類に応じた、管理方法改善を図る

イ)分類(2)市が構成員となっている団体の市管理資金

1.)国東市が固定主幹事（事務局）の場合 市が事業主体とみなされる⇒公会計予算編入を検討

2.)事務局が構成団体の年次交代制の場合 協議会が事業主体とみなされる

ウ)分類(3)公益性のある私人・私団体の市管理資金

1.)公益性がない又は委託者（団体）に管理能力がある⇒受託返上

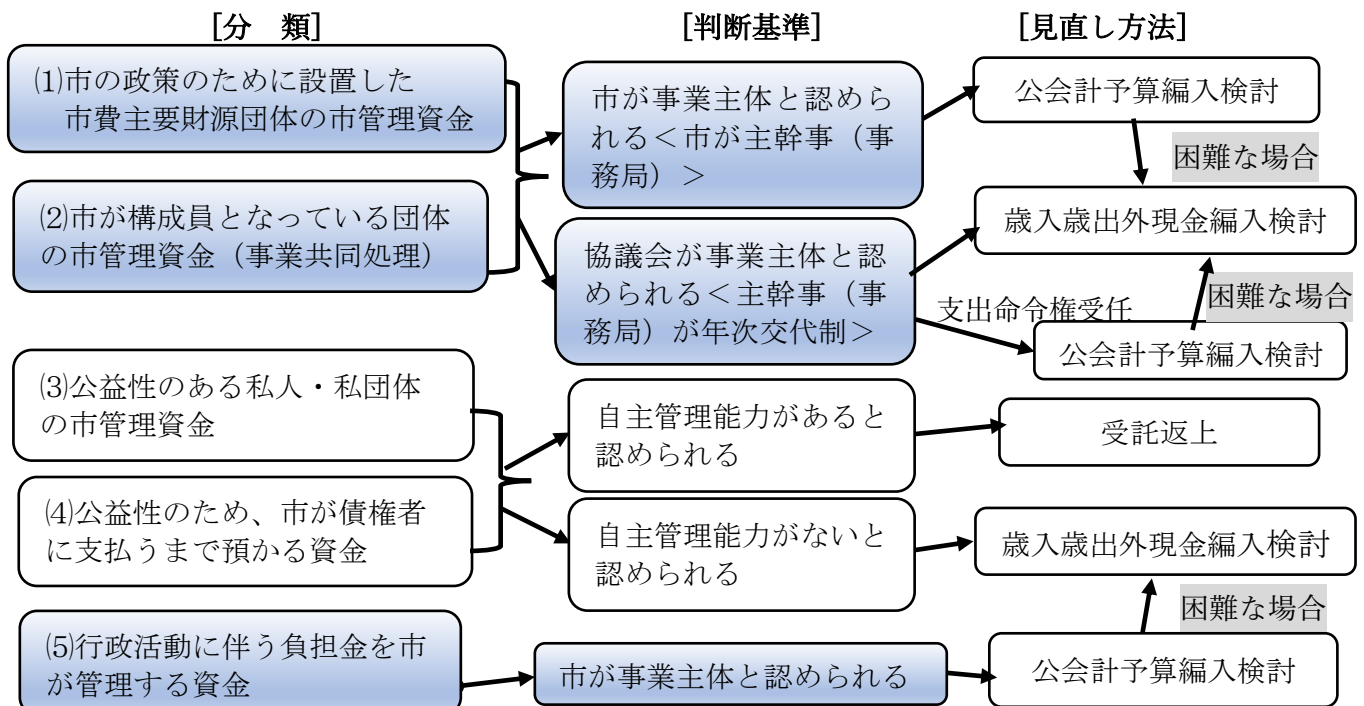
2.)公会計予算編入又は受託返上検討⇒困難な場合⇒歳入歳出外現金編入の検討

エ)分類(4)公益性のため、市が債権者に支払うまで預かる資金

1.)学校安全会徴収金のように、市の事業として行う場合は公会予算編入

2.)公益性がない又は委託者（団体）に管理能力がある⇒受託返上

図表 9 準公金分類に応じた管理方法改善



国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第5条 市及び地方公営企業(以下「市等」という。)

は、次の各号の分類に応じて、市等の事業と認められる場合は公会計予算編入を認められない場合は受託返上を検討し、さらに歳入歳出外現金編入の検討を行った上で、やむを得ないと認められる場合に限り準公金として管理することができる。

- (1)市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し事務局として資金管理するとき
- (2)市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するとき。
- (3)市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するとき。
- (4)市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するとき。
- (5)市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するとき。

②—2 公会計予算に編入したときの、協議会等の性格

ア)国東市予算として当協議会等事業の収入支出管理 協議会予算⇒国東市予算

イ)協議会の性格及び役割 関係住民又は関係団体参加による、当事業施策を協議する会

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第5条 2 前項において、公会計予算編入を行った団体を、関係する住民及び団体参加による市施策又は共同事業の協議機関として存続できるものとする。

②—3 協議会現金を「歳入歳出外現金」に編入したときの市と協議会の役割

ア)国東市：預り金として管理

公金として現金出納保管、市の支出基準対象外

イ)協議会

予算編成、協議会の基準による予算執行、決算、監査

(2)行動計画及び実績

①総務省令「歳入歳出外現金の保管制限」を包括的制限に改善するように働きかける（会計課）

ア)地方公共団体に多くの準公金が存在する法的背景

イ)総務省令「地方自治法施行規則(歳入歳出外現金)第12条の5」によるもの

1.)個別の法律が指定する予算外保管現金

契約保証金及び源泉所得税などに限られている

2.)総務省令「地方自治法施行規則第12条の5」が指定する予算外保管現金

債権者の債務者代位受領現金、災害見舞金、公立高専・大学に対する寄付金に限定

3.)地方公共団体は住民に身近な公共サービスを担う使命がある

会計管理者が法定外「歳入歳出外現金」として保管しない場合、担当課が公益性のある私金を準公金として管理せざるを得ない

図表 10 法定の「歳入歳出外現金(預り金)」

地方自治法第235条の4②2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は法律又は政令の規定によるのでなければこれを保管することができない。

地方自治法 契約保証金、入札保証金、債権担保金、債権者として債務者代位受領金 所得税法 源泉所得税 遺失物法 拾得物 児童福祉法 一時保護児童所持物品 公営住宅法 敷金等

地方自治法施行規則第12条の5 債権者の債務者代位受領現金・有価証券、公立大学等奨学寄附金、災害見舞金

②2023 年度の取り組み実績

1.)地方分権改革による提案制度（内閣府）により、国東市から総務省令改正案を提案

改正案	改正前
地方自治法施行令第 168 条の 7 第 1 項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券 二 普通地方公共団体が公益性の観点から保管すべき現金及び有価証券。ただし、運営主体が管理能力を有する場合は除く	地方自治法施行令第 168 条の 7 第 1 項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券 二 災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券 三 公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校に限る。）における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券

2.)内閣府及び県市町村振興局から政策企画課へ指示

a)青い羽根募金など 1、2 の事例を歳入歳出外現金保管できるものとする提案をすること

b)包括的指定は地方公共団体に責任を負わせるため認められない

3.)国東市は提案を辞退

③今後の取り組み及び実績

ア)2024 年度の計画

財務管理専門委員が論文などを通じて、総務省に対して、地方自治法施行規則第 12 条の 5（歳入歳出外現金）を包括的指定に改正する必要性を説明する

イ)実績

『地方財務 9 月号、12 月号』（ぎょうせい）に財務管理専門委員は「国東市の実践にみる資金管理不正防止に関するリスクマネジメント」及び「地方公共団体における準公金発生要因についての考察」を執筆した。

ここでは公会計予算編入を阻む要因についても、準公金発生要因として論じている。

元自治省事務次官は『逐条地方自治法』（学陽書房）で「歳計現金には当該普通地方公共団体の所有に属さない現金はなく、必ず所有に属する」と述べている。これは、地方自治法第 235 条の 4 ② 2「普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は法律又は政令の規定によるのでなければこれを保管することができない」の形式的な反対解釈である。

これにより、たとえば、学校徴収金は児童生徒に還元される私費に関わる収入のため公会計予算に編入できず、その他の経費の収入支出は公費として公会計予算に編入できるといふ考えが全国の教育委員会に広まり、学校給食費保護者負担金及び教材費等徴収金を学校長が私費として管理するようになったのではないかと論じた。

実務では、歳入歳出外現金に決算剰余金等公有現金を保管し、公会計予算に受託金及び受益者負担金等公有外現金を編入しているのは、政府会計も自治体会計も同じである。

地方自治法の課題として、政府会計を規制する会計法第 33 条は地方自治法と異なり、「公有もしくは私有の現金」を歳入歳出外現金として保管できるように定めていることも指摘した。

③地方分権改革による提案制度（内閣府）による提案協議(政策企画課、総務課、会計課)

ア)2023 年度の取り組み

農政課及び林業水産課から補助事業の枠組みを聴取

図表 11 国（又は国基金）の補助事業の枠組みが準公金管理を条件としている事業

	担当課	準公金事業名	分類	備考
1	農政課	経営所得安定対策等推進事業	1	市：事業主体、協議会：予算執行主体
2	農政課	畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業	1	市：事務局、協議会：事業主体
3	林業水産課	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	1	市：事務局、協議会：事業主体

イ)2024 年度の計画

政策企画課を通じて、内閣府に提案

地方分権改革による提案「公金として管理するための補助金要綱の見直し」

ウ)実績

本年度の取り組みはできなかった。来年度以降、内閣府に提案を行いたい。

③調整課（総務課、財政課、会計課）による、準公金担当課と管理方法改善協議

ア) 4 (1) ①市が事業主体か否かによる管理方法の見直し～基本原則及び②準公金分類に応じた管理方法改善原則により、準公金担当課と協議する。

イ)実績

図表 12 のとおり、検討協議を行って、改善を図った。

図表 12 2024 年度 行政関係準公金管理方法改善実績

NO	担当課	管理方法見直し対象 の準公金	分類	検討結果	検討経過
1	総務課	国東町区長会	3	受託返上	通帳残金は解約し現金がなくなった。 国東町区長会の事務局を返上した。
2	農政課	国東市集落営農法人連絡 協議会	3	継続協議	市の関与が必要な場合は歳入歳出外現金編入、自主管理能力がある場合は受託返上を提案。
3	農政課	国東市認定農業者の会	3	継続協議	市の関与が必要な場合は歳入歳出外現金編入、自主管理能力がある場合は受託返上を提案。
4	農政課	国東町農作業受委託部会	3	廃止	農作物の防除事業を受託していたが、 今後、防除事業は農業公社に委託し、 当部会解散を役員会で議決。
5	農政課	国東市ミカン等訪果害虫 防除対策協議会（薬剤）	3	農協に直接、支払う方法を 継続協議	すべてのプロセス（薬剤仕入、農家販売、補助金受入口座）に農協が関わっているため、農協事業として市補助金交付するよう検討
6	林業水産課	特定水産物銘柄化推進協議会	2	歳入歳出外現金編入を 継続協議	市と漁協の共同事業。一般会計編入も漁協 1 支店に事務局を任せることもできない。
7	観光・地域産業創造課	市雇用促進協議会貸室事業	1	廃止	借用してきた施設は修繕済み、残金を清算し 3 月までに協議会を解散
8	観光・地域産業創造課	国東市土地開発公社	1	土地開発公社廃止を 継続協議	油留木ゴルフ場の件が解決次第、協議会の解散を検討

NO	担当課	管理方法見直し対象 の準公金	分類	検討結果	検討経過
9	社会教育課、 国見分室・武蔵分室	国見町文化協会、武蔵町文化協会	3	国見町文化協会は、今後のあり方を文化団体と協議。 武蔵町文化協会は受託返上を協議。	(国見) 2021年度以降、活動実績がない。施設使用料減免措置を検討。 (武蔵) 受託返上を検討中。文化協会以外の青少年と連携のあり方を検討。
10	社会教育課	くにさき少年少女発明クラブ	1	市事業であるため、地方自治法の規定により公会計管理できないか、全国発明協会に問い合わせる予定	全国発明協会運営要綱では、発明クラブ預金口座で管理するように定められている。特例措置が認められなければ、管理方法改善はできない。
11	社会教育課 ・国見・武蔵・安岐分室	国東市スポーツ協会	1	一般会計予算編入できる事業がないか、継続して検討協議	約20事業を行っている。本年度は一般会計予算編入する事業を選ぶための協議ができなかった。
12	社会教育課 安岐分室	国東市ソフトボール連盟 安岐支部	3	廃止	11月18日付で、準公金廃止届提出済み。
13	社会教育課	九州瀬戸内高等学校女子 駅伝競走大会 実行委員会	1	一般会計予算編入に向けて継続して協議	当大会の廃止を含めたあり方を協議しているが、結論が出ていない。結論が出るまで協議を保留。
14	文化財課	国東半島 宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会	2	当協議会を廃止予定	会員市町村との廃止協議はできており、正式な廃止決定は3月の総会。 当初予算要求はしない。
15	文化財課	国東市 文化財愛護少年団 連絡協議会	1	一般会計予算編入に向けて継続協議	一般会計化すべきであるという合意はできている。特定団体への補助金取扱いの問題を整理する。

(3) 準公金（学校徴収金）管理方法改善戦略、行動計画及び実績

① 管理方法の見直し原則

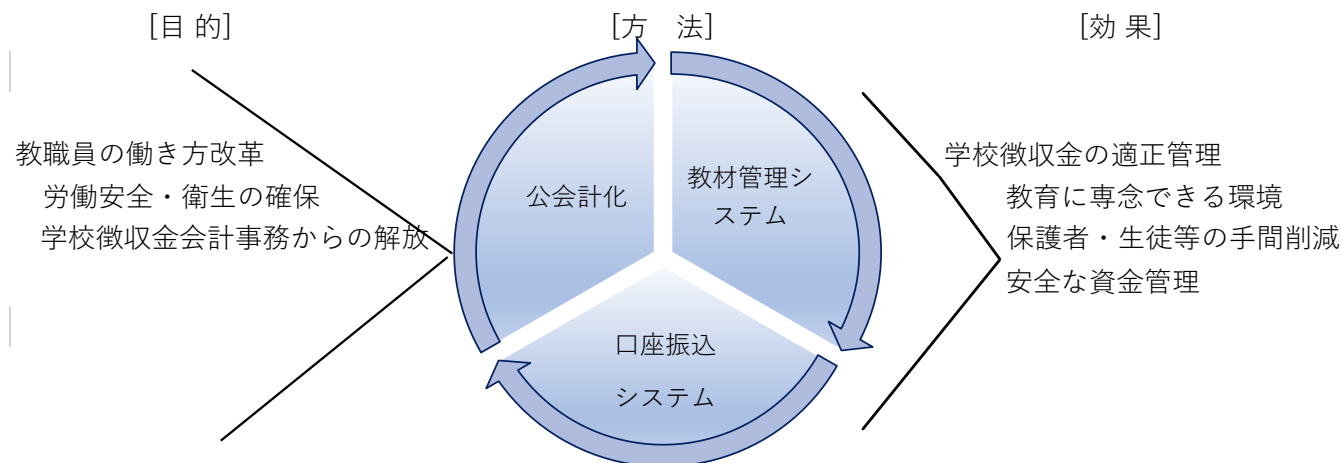
ア) 4 (1) ①市が事業主体か否かによる管理方法の見直し～基本原則及び②準公金分類に応じた管理方法改善原則により、準公金担当課と協議する。

- ・市が事業主体と認められる場合：公会計予算編入等を検討
- ・市が事業主体と認められない場合：受託返上等を検討

イ) 学校徴収金管理方法改善は教職員の働き方改革の一環として行う

教職員の働き方改革と学校徴収金管理方法改善を一体のものとして取り組む

図表 13 教職員の働き方改革の一環としての学校徴収金の適正管理



②教職員働き方改革の背景

ア)2016 年度勤務実態調査は過重労働の存在と労働安全衛生の放置を示した

1.)過労死ライン週 60 時間以上勤務者（持ち帰り業務時間を含まない）の割合

小学校（教諭 33.4%、副校長・教頭 62.8%）、中学校（教諭 57.7%、副校長・教頭 57.8%

大分県教師の公務災害認定された過労死

2014 年中学校国語教諭バレー部顧問、授業中脳出血による死亡、3 月間 110 時間残業

2018 年中学校学年主任バレー部顧問、自宅で脳出血による死亡、3 月間 175 時間残業

2.) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づく政令による時間外勤務統制の欠如

教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は 緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務 ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合

3.) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 3 条第 1 項(教育職員の教職調整額の支給等) 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

図表 14 一週間当たり職種別学内総勤務時間数（持ち帰り時間含まず）

職種	学校種別	勤務時間	正規勤務時間	超過勤務時間
校長	小学校	55 : 03	38.45	16:18
	中学校	56 : 00		17:15
副校長・教頭	小学校	63 : 38		24:53
	中学校	63 : 40		24:55
教諭	小学校	57 : 29		18:44
	中学校	63 : 20		24:35
講師	小学校	55 : 21		16:36
	中学校	61 : 36		22:51
養護教諭	小学校	51 : 07		12:22
	中学校	52 : 48		14:03

出所：文部科学省『教員勤務実態調査(平成 28 年度)』の分析結果及び確定値の公表について(概要)』

イ)文部科学省は教職員の働き方改革を教育委員会に通知：学校徴収金公会計化はその一つの柱

1.)2017 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」

【学校徴収金の公会計化】学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収・管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。また、それ以外の学校徴収金についても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化に向けた好事例を提示する。

2.)2018 年 2 月 9 日文部科学事務次官通知「学校における働き方改革にする緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」

【学校徴収金の現金徴収回避、教師以外の業務へ】学校徴収金は、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とし、その徴収管理を学校ではなく、教育委員会事務局や首長部局が担っていくこと。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないようにすること。

3.)2019 年 1 月 25 日中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営対策の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

図表 15 働き方改革のための学校業務 3 分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導されたときの対応 <u>③学校徴収金の徴収・管理</u> ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等の回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活指導員等）	⑨給食時の対応（担任教諭と栄養職員の連携） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携協力等）

(4)行動計画（学校徴収金）及び実績

①教育委員会、学校及び調整課（総務課、財政課、会計課）の役割

教諭＝教育、事務職員＝事務、校長＝校務・所属職員の監督、教頭：校務整理・教育

教育委員会＝学校が学校運営を円滑に行うための環境整備、支援

図表 16 学校運営をめぐる法令上の組織と職務権限

学校		教育委員会
校長	校務、所属職員監督	[地方自治法第 180 条の 8]学校管理、学校組織編制、教育課程、教材、教育職員の身分取扱、社会教育その他の教育、学術・文化に関する事務、 [地方教育行政組織法第 21 条] 教育財産管理、教育関係人事、学校組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、教育職員・生徒・児童・幼児の保健、安全、厚生福利、学校給食
副校長、教頭	校長補佐、校務整理、児童生徒の教育	
教諭	児童生徒の教育	
養護教諭	児童生徒の養護	
事務職員	事務をつかさどる	
校務員	事務(市費、給食費、施設、その他)、用務(連絡、接待、給食、印刷、環境)	
出所：学校教育法第 37 条、国東市立小中学校校務員服務規程		

②これまでの取り組み

ア)2020 年度学校給食保護者徴収金及び市学校給食共同調理場運営委員会公会計予算編入

イ)2020～2021 年度、総務課・財務管理専門委員が小中学校訪問し、学校徴収金実態調査

公会計化に対する共通の懸念：学校による教材の違いが認められなくなるのではないか

ウ)2022 年、学校徴収金に関する学校事務職員と行政職員の勉強会

公会計化に対する懸念：学校による教材の違いが認められなくなるのではないか

エ)2022 年、鳥取市視察（総務課、会計課、学校教育課、財務管理専門委員）

教材の統一を、教材の種類でなく、教材費等の上限額を設定することで行っている

【鳥取市の特徴】

①2018 年度から給食費と補助教材費を公会計化し、現在 5 年目

②校長会からの働き方改革の要望で補助教材費と学校給食費を一般会計予算編入

③補助教材等を「指定補助教材（公会計分）」と「その他教材等（学校会計分）」に区分し経理

④指定教材費は上限額を規則で設定（小）15,000 円/年、（中）20,000 円/年

保護者負担金額上限による、指定補助教材の金額による統一を行っている。

⑤補助教材の一般会計編入により、監査委員監査及び議会から、補助教材の学校による違いが問題視されたことはない

⑥補助教材公会計化の経緯

ア)学校長が補助教材校内選定委員会を設置し選定（公会計化前から）

イ)鳥取市教育委員会（2016.11.29 学校給食費等の公会計化について）

給食費、教材費の公会計化

⇒2016.4 鳥取市学校事務円滑化検討委員会で検討

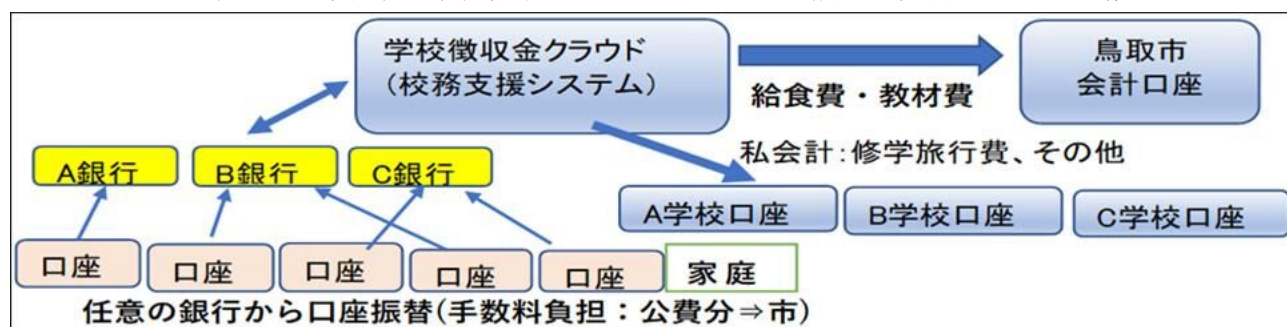
⇒2016.6 文部科学省「学校徴収会計業務の負担から教員を解放（公会計化）」改善方針提案

⑦学校長管理資金の不正防止のために、隣接する学校で年 2 回、相互監査を実施

	使用教材	補助教材の上限額
小学校	テスト、ドリル、ワークブック、問題集、資料集、実習教材、準教科書、検査	1 人当たり 年額 15,000 円
中学校	テスト、ドリル、ワークブック、問題集、資料集、実習教材、準教科書、検査	1 人当たり 年額 20,000 円

出所：鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則第 4 条 2 項別表

図表 17 鳥取市の学校徴収金システムによる一括口座振替と一般会計編入



オ)町田市教育委員会は学校徴収金の一般会計編入を行っている

- ・教材費の上限額設定し、補助教材選択の自由確保と金額上限設定による統一を図っている
- 小学校1年から中学3年まで、学年ごとに教材費上限額を設定している

出所：町田市 HP「町田市 DX×公会計 保護者と教員の手間を削減」町田市立学校教材費等徴収規則他

③取り組み計画及び実績

ア)取り組み計画

- ・小中学校の学校徴収金の実態調査
- ・遠距離通学補助金の公会計化（教育総務課）
学校長預金口座を介さず、歳出予算から支出できるようにする
- ・児童手当特別徴収制度活用による未収金対応
- ・国東地区学校保健会の管理方法改善
- ・教材費等、修学旅行費等の公会計化等を進める
- ・教育委員会と学校関係者の協議を進める

イ)実績

図表18のとおり、検討協議を行って、改善を図った。

本年度は小学校統合事業があり、学校徴収金管理方法改善の検討を行う時間的余裕がなかった。

図表18 2024年度 学校徴収金関係準公金管理方法改善実績

NO	担当課	管理方法見直し対象の 管準公金及び 改善のための活動	分類	検討結果	検討経過
1	教育総務課	小中学校学校徴収金の 実態調査	5	学校徴収金の管理方法改善 に活用	アンケート調査を実施
2	教育総務課	国東地区学校保健会	2	継続協議	当会は県立高校、姫島村及び国東市小 中学校の養護教諭研修事業を行うも の。国東市の小中学校教頭が事務局を 務めてきたため、一般会計編入を提案 した。来年度、改善策を協議する。
3	教育総務課	遠距離通学補助金 自転車通学補助金 通学ヘルメット補助金 バス通学補助金	1	来年度、学校を通じて支出 しない方法を検討	本年度は小学校統合事業があったた め、検討ができなかった。さまざまな 課題があることを確認した。
4	教育総務課	児童手当特別徴収制度活 用による学校徴収金未収 金対応	5	学校徴収金の未収金回収負 担を軽減するために、継続 協議	学校徴収金の未収金回収は学校が担っ てきた。市でも学校給食費未収金対応 に児童手当特別徴収制度を活用してい る先行事例もある。来年度、引き続き 検討協議する。

参考 1 2019 年度以降 準公金管理方法改善実績

(1)公会計予算編入	25件
(2)歳入歳出外現金編入	19件
(3)受託返上	13件
(4)廃止	3件
	計60件

図表 19 2009～2025 年度準公金管理方法改善一覧表

分類 1	市が政策のため設置した市費主要財源団体の市管理資金
分類 2	市が構成員である団体の市管理資金
分類 3	市が公益性のため、私人・私団体から預かり管理する資金
分類 4	市が公益性のため、債権者に支払うまで預かる資金
分類 5	市が行政活動受益者負担金を徴収し管理する資金

NO	改善年度	改善内容	分類	準公金
1	2019	公会計予算編入	1	市みかん等訪果害虫防除対策会議（伐採分）
2	2019	公会計予算編入	1	国東市就農ガイドセンター
3	2019	公会計予算編入	2	道の駅関連施設連絡協議会
4	2019	公会計予算編入	2	くにさき地区結核対策検討委員会
5	2020	公会計予算編入	5	国東市学校給食共同調理場運営委員会
6	2020	公会計予算編入	1	くにさき婚活応援団
7	2020	公会計予算編入	1	国東市人権・同和教育啓発推進協議会
8	2020	公会計予算編入	1	国東市ボランティア協議会
9	2020	公会計予算編入	4	国東市区長会＊自治会活動保険料
10	2020	公会計予算編入	5	学校給食費保護者徴収金（幼小中学校）
11	2021	公会計予算編入	1	国東市協育ネットワーク協議会
12	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議
13	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議国見支部
14	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議国東支部
15	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議武蔵支部
16	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議安岐支部
17	2021	公会計予算編入	1	国東市スポーツ協会管理資金の内、水泳・陸上教室費等
18	2021	公会計予算編入	1	弥生のムラインストラクター協議会
19	2021	公会計予算編入	2	国東市交通安全推進協議会
20	2022	公会計予算編入	1	東国東地域保健委員会
21	2022	公会計予算編入	1	国東市スポーツ協会管理資金の内、県体出場助成金等
22	2022	公会計予算編入	1	くにさき地区人権同和教育協議会
23	2023	公会計予算編入	1	国東市民病院 若葉の会
24	2024	公会計予算編入	1	国東市子ども会育成連合協議会
25	2024	公会計予算編入	1	国東市防災士連絡協議会

NO ▾	改善年度 ▾	改善内容 ▾	分類 ▾	準公金 ▾
26	2019	歳入歳出外現金編入	4	緑の羽根募金
27	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社 日赤通帳（国東市地区分）
28	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社（日赤会費）
29	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社（義援金・救済金）
30	2020	歳入歳出外現金編入	4	青い羽根募金
31	2020	歳入歳出外現金編入	4	複十字シール募金
32	2020	歳入歳出外現金編入	4	薬物乱用根絶「ダメ。絶対」運動国連支援募金
33	2020	歳入歳出外現金編入	4	公益財団法人 交通遺児育英会募金
34	2020	歳入歳出外現金編入	4	全国市議会議員災害義援金
35	2020	歳入歳出外現金編入	4	全国市議会会互助会費
36	2020	歳入歳出外現金編入	4	社会福祉協議会（赤い羽根資材募金）
37	2022	歳入歳出外現金編入	1.3	消防職員互助会
38	2022	歳入歳出外現金編入	3	消防団互助会
39	2022	歳入歳出外現金編入	4	議員互助会他資金
40	2022	歳入歳出外現金編入	4	市長・管理職の社会福祉協議会費
41	2022	歳入歳出外現金編入	4	農業新聞預り金
42	2023	歳入歳出外現金編入	3	議員ソフトボール会計
43	2024	歳入歳出外現金編入	2	国東地区危険物安全協会
44	2024	歳入歳出外現金編入	2	国東地区危険物安全協会(70周年行事)
45	2019	受託返上	3	国東市農漁村女性集団連絡協議会
46	2019	受託返上	3	国東町農漁村女性集団連絡協議会
47	2019	受託返上	4	議会会派積立金、議員積立金
48	2019	受託返上	4	消火器代金：住民預かり
49	2020	受託返上	3	武蔵町区長会会計
50	2020	受託返上	3	女性消防団 預り金
51	2020	受託返上	4	愛育班交流事業：県からの預り金
52	2020	受託返上	4	安岐町体育指導委員会 報償費預り廃止直接払
53	2023	受託返上	1	ナイターソフトボール大会国見地区予選残金（廃止）
54	2023	受託返上	4	国民政治協会費
55	2023	受託返上	3	安岐町区長会
56	2024	受託返上	3	国東町区長会
57	2025	受託返上	4	社会福祉協議会・国東町行政区一括納付募金（赤い羽根、歳末助け合い）
58	2024	廃止	3	国東町農作業受委託部会
59	2024	廃止	3	国東市ソフトボール連盟安岐支部
60	2024	廃止	1	国東市雇用促進協議会貸室事業

「国東市監査基準」に準拠し、国東市資金リスクマネジメント条例第 14 条第 2 項の規定により、同条例第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条第 2 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 7 年 3 月 25 日

国東市代表監査委員 徳 部 吉 昭

国東市監査委員 宮 園 正 敏

1 審査の対象

「令和 6 年度 現金等取扱管理内部統制報告書及び準公金管理内部統制報告書」

「2024（令和 6）年度 現金等出納保管改善実績報告書」

2 審査の期間

令和 7 年 1 月 21 日から令和 7 年 3 月 24 日まで

3 審査の方法と着眼点

審査に付された「令和 6 年度 現金等取扱内部報告書及び準公金管理内部統制報告書」（以下「内部統制報告書」という。）及び「2024（令和 6）年度 現金等出納保管改善実績報告書」（以下「現金等出納保管改善実績報告書」という。）について、内部統制体制の整備と運用及び現金等出納保管（公金・準公金）方法の改善に向けての検討が適切に実行されているかを検証するために、関係資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係部署から説明を聴取し審査を行った。

なお、審査に当たっては次の事項に主眼を置き審査した。

- (1) 内部統制体制の整備について、国東市資金リスクマネジメント条例（以下「条例」という。）、国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（以下「施行規則」という。）及び現金等出納保管改善戦略（以下「戦略」という。）並びに関係規則等が、実際の業務に適用するために効果的に定められているか。
- (2) 内部統制体制の運用について、条例、施行規則及び戦略等に記載された手続に沿って適切に実行され、不正又は誤りに関するリスクの防止や問題の早期発見へつながる効果を発揮しているか。
- (3) 内部統制体制の整備と運用を検証するための実地検査の結果について、適切に評価、報告されているか。
- (4) 準公金の管理方法について、改善に向けて 5 つの分類に応じた内容で検討し報告されているか。

4 審査の結果

上記のとおり審査した結果、内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書は適切に作成されており、評価の手續及び結果に係る記載は相当である。

なお、指摘事項・是正状況一覧表の記載内容については、是正済み若しくは内部統制報告書提出日以降も改善に向けて継続して対応中であるとの報告を受けており、対応は適切であると認め、審査の意見を次に述べる。

5 内部統制体制の整備

平成 29 年の地方自治法改正では、都道府県及び指定都市に対して、財務事務等に関する内部統制の体制整備が義務付けられた。市町村へは努力義務とされたが、国東市では資金管理事務を対象に条例及び施行規則を制定し、関係規則等とともに令和 2 年 4 月 1 日から運用を始めた。

令和 4 年 12 月には、準公金管理方法の改善に向けて予算原則等による見直しの枠組みを規定するために、条例及び施行規則の一部を改正している。

令和 6 年 6 月には、条例及び施行規則の一部を改正し、現金等出納保管に関する不正又は誤りの防止を行うため会計規程の整備を行い、現金等出納保管改善戦略を策定・実行する規定を追加している。

(1) 内部統制の枠組み

現金等取扱管理に関しては、条例等では、不正又は誤りに関するリスクの防止と早期発見のために内部統制の組織管理体制を規定しており、概要は表 1 のとおりである。

なお、現金等取扱管理とは、職員が公金を受け取り指定金融機関等に払い込むまでの現金取扱いの過程のことである。

表1 【現金等取扱管理の内部統制の組織管理体制】

① 現金等取扱の管理に係る一次的統制の責任は、所管する所属長にある。
◆現金等取扱管理の過程
ア)現金収納管理（つり銭資金の交付、現金収納金過不足の処理）
イ)収納現金管理（金融機関への速やかな納入、連番領収書等による収入管理）
ウ)保管方法（現金等と帳票等の照合、現金等の安全保管、収納印と領収書の管理）
エ)職員の賠償責任
② 現金等取扱の管理に係る二次的統制の責任は、会計管理者及び病院事業管理者にある。
所管部署の実地検査を行い、内部統制報告書を市長に提出する。

- ③ 市長は、提出された内部統制報告書を、1月20日までに監査委員の審査に付さなければならない。
- ④ 市長は、翌年度4月末日までに監査委員の審査意見書を添付して内部統制報告書を議会に提出し、公表しなければならない。

準公金の管理に関しては、条例及び施行規則等では、不正又は誤りに関するリスクの防止と早期発見のために内部統制の組織管理体制を規定しており、概要は表2のとおりである。

なお、準公金とは、公会計予算又は歳入歳出外現金に編入せずに、市がやむを得ず、公会計口座以外で管理する資金のことである。

表2 【準公金管理の内部統制の組織管理体制】

- ① 準公金管理に係る会計規程の整備と運用を実施する。
- ◆施行規則に、ア)出納管理の原則 イ)保管方法の原則
ウ)法的措置 エ)特例措置
について規定している。
- ② 準公金を管理する時は、管理対象とするべきか否か等、準公金管理方法改善の検討をしなければならない。
- 検討の責任は、総務課長、財政課長、会計管理者及び準公金管理担当課長にある。
- ◆準公金管理方法の改善に向けての検討過程
- ア)市の事業と認められる場合 → 公会計予算編入又は歳入歳出外現金編入を検討
- イ)市の事業と認められない場合 → 受託返上又は歳入歳出外現金編入を検討
- ウ)管理方法の見直しができない場合 → 準公金として管理
- エ)準公金改善報告書を作成 → 市長に提出
- ③ 準公金の管理に係る一次的統制の責任は、所管する所属長にある。
- ◆準公金管理の過程
- ア)出納管理（連番領収書等による収入現金管理、収入及び支出の管理、契約及び検査、決算報告）
- イ)保管（預貯金口座による保管、現金等と帳票等の照合、現金等の安全な保管、管理届、証拠書類の保存）
- ウ)保管現金等の亡失又は損傷の対応（法的措置）
- エ)特例措置の適用 — 条例・規則に定められた方法以外の準公金管理
- ④ 準公金の管理に係る二次的統制の責任は、副市長、教育長及び病院事業管理者にある。

◆所管部署の实地検査を行い、内部統制報告書を市長に提出しなければならない。

⑤ 市長は、提出された内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書を1月20日までに監査委員の審査に付さなければならない。

⑥ 市長は、翌年4月末日までに監査委員の審査意見書を付して内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書を議会に提出し、公表しなければならない。

また、内部での不正を検知した内部通報者の保護について規定し、その実現のために、国東市公益通報取扱規則を制定している。

戦略において、公益通報制度の趣旨を周知する計画となっており、令和7年1月6日に国東市内部通報制度を職員（市民病院含む）に通知している。内部通報先（総務課）及び外部通報先（弁護士）があること、公営通報者が不利益な取り扱いをされず、通報者の秘密が保護されること、及び通報手続きなどを周知している。

（２）内部統制の運用方法

運用方法については、施行規則とともに資金管理マニュアルが作成され、具体的な手順や考え方が記載されている。

現金等取扱管理に関しては、条例で二次的統制者を規定し、施行規則では内部統制の対象業務として職員が現金を取扱う過程が規定されており、会計規則や物品管理規則、地方公営企業会計規程等の関係する規則等に、つり銭管理や現金の出納管理等の手続、職員の賠償責任についての内容が規定されている。

準公金管理に関しては、予算決算に計上されず財務組織統制から外れるため、不正や誤りのリスクが高い。そのため、施行規則に準公金として管理対象とすべきか否かの検討から、特例として条例の適用除外までの手続の内容が包括的に規定されている。

6 内部統制体制の運用

（１）現金等取扱管理

实地検査の件数と、指摘事項の記載の件数は表3のとおりであった。収納印又はつり銭を所管している部署を対象に、現金等取扱管理内部統制調査書の項目に沿って、实地検査を行っている。

指摘事項があった内容については表4のとおりであるが、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。

表 3 【現金等取扱管理内部統制の実地検査件数と指摘件数】

責任者	実地検査		指摘事項の 記載件数
	所管部署数	件数	
会計管理者	32 (36)	44 (44)	1 (3)
病院事業 管理者	3 (3)	3 (3)	0 (0)
計	35 (39)	47 (47)	1 (3)

※ () は、前年度の件数

表 4 【現金等取扱管理内部統制の実地検査での指摘事項】

(担当：会計管理者)

	所属課	公金名称	指摘事項	是正状況	調査日
1	上下水道課	・使用料	現金の収納管理 つり銭(100,000円)は、封筒に入れ割印をして保管しているため、毎日中身の確認はしていない。月始めに封筒の割印を確認し、つり銭資金保管簿に課長の確認印をもらっているが、収納がほとんどないので、つり銭資金を減額することと、封筒の割印の確認はしているが、中身を確認していないため、年一回は開封し中身を確認するよう指導した。	収納がほとんどないので、つり銭資金を減額することを検討する。また、封筒の割印の確認はしているが、中身を確認していないため、年一回は開封し中身を確認することとした。	R6 12/6

(担当：病院事業管理者)

	所属課	公金名称	指摘事項	是正状況	調査日
1	医 事 課	外来・入院 支払窓口	特になし		R6 12/24
2	総務経営課	職員預り金 及び 資金前渡が主	特になし		R6 12/23
3	訪問看護 ステーション	対象者宅での 集金	特になし		R6 12/24

(2) 準公金管理

準公金は、施行規則第5条第1項に規定する各号の分類に応じた管理方法改善を原則としている。市等の事業と認められる場合は公会計予算編入を検討し、市が管理する必要がないと認められる場合は受託返上を検討し、さらに歳入歳出外現金編入の検討を行った上で、やむを得ないと認められる場合に限り準公金として管理できると規定されている。

【施行規則第5条（抜粋）】

- (1) 市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するとき。
- (2) 市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するとき。

- (3) 市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するとき。
- (4) 市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するとき。
- (5) 市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するとき。

本年度の検討結果は、表 5 のとおり、予算編入が 1 件、受託返上又は廃止が 6 件となっている。（詳細は、巻末表 8 参照）

国東町区長会会計については、本来、市が預かるべきものではないので、国東町の区長会において自主管理を提案していたが、協議の結果通帳を返上することとなっている。

社会福祉協議会国東地区寄附金等預り金（社協会費並びに歳末助け合い募金、赤い羽根共同募金及び香典返し）については、令和 7 年度から区一括納付募金等は社会福祉協議会に直接納付することとなっている。香典返しについては、本庁（旧国東町）において社会福祉協議会事務所との間に距離があるため、便宜上現金を一時保管し、その日のうちに社会福祉協議会職員が集金することとしている。令和 6 年度も継続協議したものの、結果として従来どおりの取扱いとなっている。預り金等の紛失や盗難等のリスクが懸念されることから、引き続き社会福祉協議会に直接納付するように協議をしていただきたい。

表 5 【準公金の見直し検討結果】

責任者	検討対象		検討結果			
	所管部署数	件数	予算編入	歳入歳出外	受託返上又は廃止	継続協議等
副市長	10(11)	18(20)	0(1)	0(2)	3(1)	15(16)
教育長	4(8)	17(21)	1(1)	0(0)	3(2)	13(18)
病院事業管理者	1(1)	1(2)	0(1)	0(0)	0(0)	1(1)
計	15(20)	36(43)	1(3)	0(2)	6(3)	29(35)

※（ ）は、前年度の数値

以上の検討を経た準公金管理の実地検査は、所管している部署を対象に、準公金管理内部統制調査書の項目に沿って行われた。

実地検査件数と指摘事項の記載の件数は表 6 のとおりであった。

前年度までの検査で、取扱いの不備についてのほとんどが改善され、件数も少なく、本年度の指摘件数も前年度と同様に少なく、検査の効果が現れている。

表 6 【準公金管理内部統制の実地検査件数と指摘件数】

責任者	実地検査		指摘事項の 記載件数
	所管部署数	検査件数	
副市長	10 (11)	18 (20)	1 (1)
教育長	4 (8)	17 (21)	0 (3)
病院事業 管理者	1 (1)	1 (2)	0 (0)
計	15 (20)	36 (43)	1 (4)

※ () は、前年度の数値

指摘事項の主な内容と件数については表 7 のとおりである。指摘内容については、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。（詳細は、巻末表 9 参照）

表 7 【準公金管理内部統制の実地検査での指摘事項の内容】

責任者	指摘事項の内容		
	収入・支出 伝票の 未起票	実態なし 決算監査なし	出納簿 の不備等 その他
副市長	0 (0)	1 (1)	0 (0)
教育長	0 (2)	0 (0)	0 (1)
病院事業管理者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (2)	1 (1)	0 (1)

※ () は、前年度の数値

7 準公金管理方法の改善戦略及び実績について

「準公金改善報告書」については、令和 4 年 12 月の条例改正により、審査対象となり、令和 6 年 6 月の条例及び施行規則の一部改正により、戦略を策定・実行することで明確化している。

準公金管理方法の改善戦略においては、市が事業主体か否かによる管理方法の見直しを基本原則としている。先にも述べたように、準公金は、管理し

ようとする時、まず管理対象が市の事業と認められるか否か、さらに公会計予算編入か受託返上か、又は歳入歳出外現金編入かの検討をし、結果として市が管理することがやむを得ないと認められる場合に限って管理できるとの位置づけである。

この検討を総務課長、財政課長、会計管理者及び準公金管理担当課長が実施し、巻末表 8 の見直し結果のとおり、7 件の改善が報告された。

8 実地検査の結果について

現金等取扱管理においては、現金の紛失や使途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。また、本年度の調査結果から昨年度の指摘事項については是正されていることが確認できた。更に、本年度は昨年度、一昨年度に比べ、指摘事項の件数も減少しており、職員の中に内部統制に対する意識が浸透してきていると解する。

しかし、本年度の現金の収納管理において収納事故（収納金の過不足）が生じている。これは、終業時に窓口収納金の点検を行ったところ、収納金が 100 円不足していた。固定資産税及び軽自動車の納期のため、多数の納税者が来庁し、窓口が混雑していた際に、確認不足によるつり銭の渡し間違いがあったと思われる。この件の対処方法は、国東市会計規則第 15 条の 5 により適切な対応は行われている。現在は、令和 6 年 10 月から自動つり銭機が導入されたことで、過不足金リスクは解消されている。なお、つり銭機の未導入部署においては、納入者等が収納する際、納付書の合計額、受け取った現金との照合を行い誤りが無いように確認をし、声に出して受渡しを行ってほしい。更に、現金等取扱の管理体制、内部統制についての周知を徹底し、同じ過ちを繰り返すことがないように努められたい。

準公金の取扱管理においては、現金の紛失や使途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。また、本年度の調査結果から昨年度の指摘事項については是正されていることが確認できた。準公金管理方法の改善実績では、1 件の予算編入と、6 件の受託返上又は廃止が実現している。更に、本年度は昨年度に比べ、指摘事項の件数も減少しており、職員の中に内部統制に対する意識が浸透してきていると解する。

しかし、活動実態がなく残金の管理のみの団体や、金額が高額なものなどの実態は前年度と変わらず、管理する職員の事務負担だけでなく精神的負担も危惧されることから解消に向けて努力していただきたい。

また、学校徴収金管理方法については、管理方法改善戦略、行動計画を立てており、教職員の働き方改革の一環として学校徴収金の公会計化に向けて引き続き検討をしていただきたい。

各課等において新たに管理することとなった準公金について、施行規則第 17 条では、「所属長は準公金を新たに管理する場合又は準公金管理を廃止す

る場合は、準公金管理二次的統制者及び総務課長に提出しなければならないこと」となっているが、提出されていない準公金が見受けられた。各課等において新たに管理することとなった準公金の有無の確認については、準公金管理二次的統制者等のチェックの働く仕組み等の構築が必要と考えられる。なお、準公金担当課等は各課等に向けて、準公金扱いとなる事案が発生すれば、報告しなければならないということをアナウンスしていただきたい。

今回の報告書等について、内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書は1月20日までに同時に提出されているが、内部統制報告書と現金等出納保管改善実績報告書の内容に差異が見受けられた。これは、内部統制報告書の内容が12月末現在となっているが、現金等出納保管改善実績報告書では3月31日までの内容を加味した報告書となっているために生じたことによるものである。2つの報告書については、別々の担当課が作成しているため、お互い連携を取りながら協議し、報告書を作成していただきたい。

内部統制の目的は、「資金管理に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市民の信頼を醸成すること、そして安全な財政運営を継続すること」である。この目的のために、職員一人一人が、目的の実現に影響する重要なリスクと機会を見出し、リスクと機会に対応するための戦略策定・実行及び管理規程の整備などにより、内部統制の体制と運用の仕組みを理解し適切に実行することが必要である。

不正行為は本質的には個人の問題であるが、環境要件（高額現金の取扱い、納入までの期間があるなど）や要因（在任期間の長さ、職務権限の集中等）が組み合わさることで、事故等の発生リスクも高まる。たとえ内部統制の組織管理体制が定着したように見えても、時の経過とともに緩みが生じ、過去の教訓や反省が風化すると、同種事態が繰り返されることになり、自己点検の適切な実施や不備の連絡を徹底させることなどにより、制度を浸透させるための対策が必要となる。そのためには、公金及び準公金を取扱うことのリスクを職員一人一人が再認識し、チェックが働く仕組みや手順を定めることにより発生の確率を低くすることが可能となり、内部統制を組織全体に定着させ、より適切に運用できるよう引き続き検査検証していくことが重要である。

今後も現金等取扱管理及び準公金等取扱管理の内部統制に係る職員研修や、確実な事務の継承等により情報共有を図り、安全な資金管理に向けて、制度の熟知と意識の醸成を深めていただきたい。

表 8 【準公金の見直し検討対象と結果一覧】

準公金性質の5分類 分類1：市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するもの 分類2：市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するもの 分類3：市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するもの 分類4：市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するもの 分類5：市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するもの							
部署	件数	所属課	分類	準公金名称	検討結果		
					予算編入	受託返上 廃止	その他
1	1	総務課 総務係	3	国東町区長会		受託返上	令和6年度第2回区長会議（国東町）にて精算、通帳解約により受託返上
2	2	福祉課 総務係	4	社会福祉協議会（社協会費）			令和7年度から社会福祉協議会へ直接納付とする。
-	3		4	社会福祉協議会（歳末助け合い募金・赤い羽根共同募金・香典返）			令和6年度は移行期間（周知期間）香典返しについては従来通りの取扱いとする。
3	4	農政課	3	国東市みかん等防果害虫防除対策会議（薬剤散布補助金）			現状を継続
-	5	園芸畜産係	1	国東市畜産クラスター協議会			現状を継続
-	6		3	国東市集落営農法人連絡協議会			現状を継続
-	7	農政課 農政係	3	国東市認定農業者の会			現状を継続
-	8		3	国東町農作業受委託部会		廃止	令和6年度部会の解散により通帳解約（廃止）
4	9	農業再生協議会	1	国東市農業再生協議会			現状を継続
5	10	林業水産課 林業係・総合支所	1	国東市鳥獣被害対策協議会			現状を継続
-	11	林業水産課 水産係	2	特定水産物銘柄化推進協議会			準公金管理方法改善に向けて継続協議
6	12	観光・地域産業創造課 産業創出係	1	市雇用促進協議会		廃止予定	借用してきた施設は修繕を行い、残金を清算し3月までに協議会を解散
-	13	観光・地域産業創造課 商工観光企画係	1	国東市土地開発公社			油留木ゴルフ場の件が解決次第、公社の解散を検討
-	14	観光・地域産業創造課 商工観光企画係	1	国東半島芸術文化祭2025実行委員会			令和6～7年度までの事業
7	15	竹田津保育所	5	用品代・月刊誌			現状を継続
8	16	熊毛保育所	5	用品代・月刊誌・写真代			現状を継続
9	17	武溪保育所	5	用品代・月刊誌・写真代			現状を継続
10	18	安岐保育所	5	用品代・月刊誌・写真代			現状を継続
11	19	社会教育課	3	国東町文化協会			現状を継続
-	20	社会教育係	1	くにさき少年少女発明クラブ			現状を継続
-	21		1	国東市スポーツ協会			果体出場報償費を令和5年度から一般会計化実施。今後も順次一般会計化へ移行する予定
-	22	社会教育課 スポーツ振興係	1	国東市スポーツ協会 国東支部			支部会計を市スポーツ協会一本化に向け検討
-	23		1	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委員会			一般会計化を検討
-	24	社会教育課 人権教育・部落差別解消推進係	2	別府地区社会人権教育・部落差別解消教育研究協議会		廃止	令和6年度のみ事業（4年に1回国東市が事務局を担う）
-	25	教育委員会 社会教育課	3	国見文化協会			準公金管理方法改善に向けて継続協議
-	26	国見	1	国東市スポーツ協会国見支部			支部会計を市スポーツ協会一本化に向け検討
-	27	教育委員会 社会教育課	3	武蔵町文化協会			準公金管理方法改善に向けて継続協議。令和6年度から文化協会事務局長が会計を行っている。
-	28	武蔵	1	国東市スポーツ協会武蔵支部			支部会計を市スポーツ協会一本化に向け検討
-	29	教育委員会 社会教育課	1	国東市スポーツ協会安岐支部			支部会計を市スポーツ協会一本化に向け検討
-	30	安岐	3	国東市ソフトボール連盟安岐支部（旧安岐町ソフトボール協会）		廃止	令和6年10月に通帳解約（廃止）
12	31	文化財課	2	国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会		廃止予定	令和6年度末解散 準公金廃止予定
-	32	文化財係	1	文化財愛護少年団連絡協議会	一般会計化		一般会計予算編入予定
13	33	安岐中央幼稚園	5	P T A 会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代			現状を継続
14	34		2	国東地区学校保健会			一般会計予算編入に向けて継続協議
-	35	教育総務課	1	各種学校徴収金 遠距離通学補助金等 （自転車通学補助金、通学ヘルメット補助金、バス通学補助金）			準公金管理方法改善に向けて継続協議
15	36	国東市民病院	3	病院互助会			現状を継続

表 9 【準公金管理内部統制の実地検査での指摘事項の内容一覧】

部署	件数	所属課	責任者	準公金名称	指摘事項の内容		
					収入・支出 伝票の 未起票	実態なし ・決算監査なし	出納簿の不備等 その他
1	1	観光・地域産業創 造課 産業創出係	副市長	市雇用促進協議会		1	